

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答(2014年11月<12月衆院選>)

◇政党の並びは左から公示前の衆院勢力順です。

4. 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)について

障害者差別解消法は、差別の定義がないこと、合理的配慮の提供について、国や地方自治体は法的義務としているが、民間については努力義務とされていること、紛争解決の仕組みについては、新たな組織を設けず、既存のもの活用をうたうにとどまっているなどの課題を抱えています。差別解消に向けては、一歩前進するものと考えます。
しかし地域における差別解消を推進する機関である障害者差別解消地域支援協議会については、その設置が、できる規定であることや予算措置が進んでいないこともあり、設置が進んでいません。
障害者差別解消法に対する貴党のご見解をお教えください。(200字以内)

自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
	障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を実現するため、民主党が主導してきた「障害者差別解消法」の成立を踏まえ、その実効ある運用をめざします。	障がい者差別を含め、差別には反対であり、これにヘイトスピーチのような差別的・暴力的な言動には一定の制限も必要と考える。このため、今回の衆議院選挙では、民主党と共に実現を目指す共通の政策の中に、ヘイトスピーチ規正法の制定を掲げた。	(回答なし)		16年の施行に向けて、実効性のある基本方針やガイドラインを策定させ、次期見直しの際には「意見書」を反映させた改正をはかります。差別についての定義や、「必要かつ合理的な配慮」は障害者権利条約の合理的配慮と同様であること、合理的配慮の不提供が差別であることなどの明記を求め、事業者による合理的配慮の提供は「努力義務」とされましたが、「義務」とすべきです。女性障害者の複合的差別を解消します。		本法は、障がい者差別のない社会の実現を目指して全会派一致で成立した。実効性が弱い面が多々あるが、まずは一歩を踏み出すことが肝心である。すべての生活領域にかかわる法律であり、当事者参加で実効性を確保していく。

Q4-1 障害者差別解消地域支援協議会について

- ① 平成28年4月の施行までに、国が必要な財政措置をとり、すべての地方公共団体で設置すべきである。
② 平成28年4月の施行までに、まずは数か所のモデル事業を行うべきである。
③ その他
②、③の場合は、その理由をお教えください。(200字以内)

自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
	① 平成28年4月の施行までに、国が必要な財政措置をとり、すべての地方公共団体で設置すべきである。	③ その他	③ その他		① 平成28年4月の施行までに、国が必要な財政措置をとり、すべての地方公共団体で設置すべきである。		① 平成28年4月の施行までに、国が必要な財政措置をとり、すべての地方公共団体で設置すべきである。
	協議会については、当事者の意見を反映したモデル事業を紹介しつつ地方公共団体に設置を促していくべきと考えます。	現時点で党としての見解は未定のため。	障害者差別解消地域支援協議会については、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて早期に設置することが望ましいと考えます。				